

令和元年度

むつ市教育大綱事業実施計画

むつ市教育委員会

I 計画の位置づけ

国は、平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、市が教育に関する総合的な施策の大綱を定めることを義務づけました。

そこで、市では平成 27 年 5 月、市長と教育委員の協議の場である「むつ市総合教育会議」を設置して、むつ市の教育行政を根本から見つめなおし、長期的な視点に立って、施策を実施するための徹底した現状分析と、それにより得られた客観的なデータに基づき子供たちの可能性を開花させるための実効性ある教育施策を積極的に推進することとし、平成 28 年 11 月に「むつ市教育大綱」を策定しました。

大綱では、【1 学力の向上】、【2 体育・健康教育の充実】、【3 夢を育む教育】、【4 地域とともにある学校】を基軸に据えて、むつ市の子供たちの未来のために各種教育施策を実施していくこととしています。

この「むつ市教育大綱事業実施計画」は、「むつ市教育大綱」に示した理念を実現するために、大綱の趣旨に沿って教育委員会で実施する事業の具体的な実施計画となります。また、子供たちを育む家庭、学校、地域社会に期待される役割を明らかにし、事業を計画・実施するための基本的な指針としていきます。

計画には、各所属において毎年度の予算に基づき実施する事業を明記し、当該年度において着実に実施するとともに、実施した事業について毎年度検証及び評価を行い、子供たちにとってよりよい施策となるよう努めるものとします。

II 期待される役割(家庭・学校・地域社会)

1 家庭

子供の教育は、家庭から始まります。子供は、親をまねて、あるいは、親の叱る言葉やほめ言葉によって、生命を尊ぶ心を家族から学び、人として、してはならないことなどの最低限の規範など基本的な生活習慣を身に付けていきます。

基本的な生活習慣が健康につながることや、努力や我慢をして物事を成し遂げることによる達成感の喜びがあることなどを学ぶことは、子供の成長にとって大変重要なことであると考えます。

さらに、子供は、親や大人への依存関係や信頼関係の中で安定した心の居場所を確保し、誕生から独り立ちするまで、親子の愛情による絆で結ばれた家族の中で少しずつ成長していきます。

このように、家庭では、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努め、「教育の芽が出る」ようにする必要があります。

2 学校

学校は、子供が互いに切磋琢磨しながら自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能を学び、また、協調や競い合いの中で、人間関係の基礎を身に付け、社会性を培うところであると考えます。

幼稚園・保育園などでは、遊びの中で基本的な生活習慣に関わることを学び、小学校に入学すると、同年齢の子供と勉強をするようになります。

中学校・高等学校と成長するにつれて、学ぶ内容も自分で選択するようになり、次第に高度で専門的になっていきます。

さらに、同年齢の仲間との関わりを通して様々な刺激を受け、友達を作ったり、異性へのあこがれを経験したりするなど、豊かな人間関係の基礎を培う場でもあります。

一方、学校は、いじめ、不登校を始め、多くの課題を抱えています。家庭・地域社会が担うべき教育は本来の担い手に委ね、その上で、学校は家庭・地域社会の協力を得ながら、直面する課題に向かいつつ、子供に確かな学力、道徳心及び体力を身に付けさせ、知・徳・体の調和がとれ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成するという、学校本来の役割を果たしていく必要があります。

学校本来の役割として、子供たちの夢を育み、その夢を実現するための確かな学力を保障し「教育の花が咲く」ようにしなければなりません。

3 地域社会

子供たちは、自分の家庭以外の家庭や生活を見ることにより、広い世界があることに気がきます。また、地域社会の大人から、親とは違ったことで叱られたり、ほめられたりすることにより、社会の一員として道徳心を養い、法令や秩序の遵守、価値観の育成、自己実現の方法などの基本的な社会性を身に付けていきます。さらに、遊びや運動を通して、異年齢の中で協力することや、意見が違ふときの調整の仕方等を体験的に学んでいきます。

このように、地域社会における体験は、自然に、豊かな人間関係や社会における習慣やルールを身に付けさせることにつながっていきます。

また、学校や家庭を取り巻く地域は、学校と連携し、その地域全体で子供たちを見守り、安心安全な環境づくりに努めるとともに、地域に根ざした文化や伝統を次の世代に伝えていくことで「教育の実を結ぶ」役割も担っています。

III むつ市教育大綱との関連性

本計画は、むつ市教育大綱に示された4項目の基軸に沿って、各所属において予算化された具体的な事業について明記し、P D C A (Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善))サイクルを着実に実行していくものとします。

○ むつ市教育大綱の概要

1 学力の向上

① 明確な目標設定

「むつ市教育プラン」に具体的な数値目標を定め、P D C Aを着実に実践します。

② 主体的な学習の推進

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点で多様な学習活動に取り組みます。

③ 教育環境の整備

校舎の長寿命化を図り、施設の維持・整備を進め、全ての子供たちにとって快適な学習環境の整備に努めます。

④ 教職員の資質向上

新たな課題にも適切に対応できる力量を持った教職員が、チームとして子供たちの成長や発達を支援できるよう、学校内外での研修体制の整備・充実に努めます。

⑤ 幼保小連携

幼児教育、義務教育の相互理解を深め、充実した幼児教育につなげていきます。

2 体育・健康教育の充実

① 健康な体を育む学校づくり

健康についての正しい知識を身に付けさせ、自ら健康な生活を実践する能力や態度を育てます。

② 安全・防災教育の推進

起こり得る危険を理解し、いかなる状況においても、子供たちが自ら安全に関する情報を正しく判断し、安全に行動できるような資質・能力を育てます。

③ スポーツ環境整備

子供たちがスポーツに親しむ環境を充実させるとともに、スポーツを通じて子供たちの夢を育てていきます。

3 夢を育む教育

① 学力の保障を通じた生きる力の育成

子供一人一人の良さや可能性を引き出す教育の充実に努め、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学んだことを自分の人生や社会に生かそうとする豊かな人間性を育てていきます。

② キャリア教育の充実

自分の生き方について自覚を深め、急速な社会の変化に適切に対応するため、キャリア教育のさらなる充実に努めます。

③ 特別支援教育の充実

個々の状態に応じたきめ細かい指導・支援を更に充実させるとともに、進路に関する必要な情報を提供するなど教育相談体制の充実に努めていきます。

④ 豊かな心の育成

他者への思いやりなど豊かな心の育成に努めるとともに、子供たちがいじめについて自ら考える機会を提供し、学校でのいじめ防止に向けて不断の取組を続けます。

4 地域とともにある学校

① 家庭・地域との連携強化

家庭や地域からの声を学校経営に反映させるよう努め、「開かれた学校づくり」「地域とともにある学校」を目指していきます。

② 多様な学習機会の提供

変化する市民の皆様のニーズを的確に捉えた上で実施事業を整理し、市民が生涯を通じて学んでいくために、真に必要とされる学習機会の提供に努めていきます。

③ 廃校校舎の利活用

「むつ市公共施設等総合管理計画」の趣旨に留意しながら、その利活用と解体を計画的に進めていきます。

④ ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

文化財、伝統芸能などの地域資源について学び、知識を得ることができるよう学習機会の提供を推進します。

IV 各所属における重点項目

教育委員会では、むつ市教育大綱の趣旨に沿って、各所属においてそれぞれ重点項目を定め、各種施策を実施していきます。

1 総務課

子供が豊かな心をもち、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進する。また、活力ある学校教育を推進するため、教職員の適切な配置を図るとともに、その他教育環境の整備と保健衛生及び学校給食の充実を図る。

- (1) 安全・安心で夢を育む教育環境の整備
- (2) 教職員の適正・適切な配置
- (3) 通学区域制度の適切な運用及び再編
- (4) 学校規模の適正化に係る研究・検討
- (5) 就学困難な児童生徒等に係る就学援助
- (6) コミュニティ・スクール制度の推進
- (7) 奨学金制度の充実
- (8) 学校保健の充実
- (9) 学校給食の充実

2 生涯学習課

市民の皆様が生涯にわたって、自己の能力と可能性を最大限に高め、多くの人々と協働し、生きがいのある充実した生活を送り、豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるように「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる環境の充実と、学びを活かした社会参加活動を支援していく。

また、地域に根ざした民俗芸能・伝統文化の継承活動を支援するとともに、自主的かつ主体的な芸術文化活動を推進する。併せて、文化財の保護・保存と活用に努める。

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- (3) 社会教育施設の機能充実
- (4) 芸術・文化活動の奨励と振興
- (5) 郷土の文化遺産の保護・保存と活用

3 学校教育課

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するために、校長の強力なリーダーシップのもと、「教育は人づくり」という視点に立ち、全教職員が協働して特色ある学校運営を図り、「郷土に根ざし、生きる力と夢をはぐくむ」学校教育の推進に努める。

- (1) 小中一貫教育の充実
- (2) 質の高い教育課程の創造
- (3) 学力向上対策の充実
- (4) 生徒指導の充実と関係機関との連携強化
- (5) 特別支援教育体制の充実
- (6) 教育相談活動の充実
- (7) 国際化に対応する教育と、郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- (8) 教育研修センター講座等の充実
- (9) 弘前大学との連携強化
- (10) キャリア教育の充実

4 公民館(中央、川内、大畑、脇野沢)

市民の皆様にもっと身近な生涯学習施設として、学習活動の支援や豊かな地域づくり・人づくりのため、公民館活動の充実に努める。

- (1) 公民館の適正管理と運営の充実
- (2) 公民館事業の推進
- (3) 社会教育団体等の育成支援
- (4) 生涯学習関連施設等との連携促進
- (5) 視聴覚ライブラリーの活用

5 図書館

市民の皆様の多様化する学習意欲に応えるための施設として、快適な読書環境の保全に努めるとともに、多種多様な資料や情報等の積極的な収集・整備による読書活動の拠点として図書館機能の充実を図り、地域の教育・文化の向上発展に寄与する。

- (1) 図書館施設の適正管理
- (2) 図書館サービス活動の充実
- (3) 利用者ニーズに即した資料整備
- (4) 子供の読書活動の推進

重点項目	重点項目の内容	具体的な事業	むつ市総合経営計画における施策内容
(1) 図書館施設の適正管理	施設・設備の効率的な維持管理 安全、安心を第一とした施設管理	図書館施設・設備の保守管理業務委託 図書館施設・設備の改修及び修繕	3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実
(2) 図書館サービス活動の充実	図書館協議会の設置 図書館奉仕員の配置と活用 本館と分館の連携強化 移動図書館車の効率的運行 公立図書館との相互貸借ネットワークの活用 障がい者サービスの実施 企画事業の展開 施設の提供・活用の充実	図書館協議会の開催 本館と分館の連携によるサービスの拡充 移動図書館車の運行業務委託 相互貸借ネットワーク事業 障がいをもつ人へのサービス 主催事業の充実 集会、講習、展示等への施設提供	3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実
(3) 利用者ニーズに即した資料整備	基本図書・新刊図書の充実 寄贈図書の積極的活用	図書資料の購入 郷土資料の収集と情報の提供	3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実
(4) 子供の読書活動の推進	子供の読書活動推進事業の展開 読み聞かせボランティアの育成と活用 学校図書館支援及び見学・職場体験の受け入れ	子育て・子供向け事業の開催 おはなし会等の開催 学校への支援・協力	3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実 3-(1)-⑤社会教育の充実